

「H31-35国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関する意見・回答

		ご意見		ご意見の理由		回答	
No.	要項案における該当箇所	ご意見		ご意見の理由		回答	
1	民間競争入札実施要項(案) 1.1.1. (1)対象施設の概要	P1~P5	「平成35年度中までにフラワーパーク江南Ⅱ期エリア(故郷の森)など約17.1haを追加供用する予定である。」と示されていますが、主要施設等の概要を示していただきたい。	業務内容及び管理作業を知ることで、効率的かつ効果的な管理運営計画及び企画提案の検討につなげられるため。	追加供用予定の主要施設等の概要については、実施要項P6の注釈で記載のように、P1~P5 表-1の主要施設に波線で示しているとおりです。		
2	民間競争入札実施要項(案) 表1 主な対象施設一覧	P4	カルチャービレッジの主要施設である「輪中ドーム」は、料金徴収業務の対象であることを示すべきではないでしょうか。	「※四角囲みは料金徴収業務の対象となる有料施設を示す。」となっており、これが表示されていないため。	「輪中ドーム」は料金徴収業務の対象となる有料施設であるので、四角囲みで記載します。		
3	民間競争入札実施要項(案) 表3 運営期間及び時間	P6	138タワーパークにおいて、以下の運営期間の運営時間を示していただきたい。 (1)8月1日~8月12日 (2)8月16日~8月31日	当該運営期間の運営時間が示されていないため。	ご意見いただいた箇所の当該期間の運営時間は8:00~17:00として、以下のとおり記載します。 ・4月1日~8月12日 8:00~17:00 ・8月16日~11月22日 8:00~17:00		
4	民間競争入札実施要項(案) 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 表8 配置予定者の業務実績に関する要件(実施体制)	P35	「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「開園期間中は、上記①の業務責任者(総括責任者)が勤務する体制か、上記②~⑤の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。」と示されていますが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	H30-34口号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行を監理する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	必要に応じて適切に積算するとともに、入札公告時には「見積参考資料」として公開する予定です。		
5	民間競争入札実施要項(案) 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール(予定)	P38	「⑫契約締結」の予定を「12月上旬」としていただきたい。	業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑪落札予定者の決定が10月上旬、⑫契約締結が11月上旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	現時点では概略の時期を示したものですが、入札公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。		
6	別紙8 施設・設備維持管理業務 個別仕様書第10編 水景施設水質管理等 第46条 管理水準	P17-別紙102	「河川環境楽園(木曾川水園)」の水質検査項目に示されている「塩素濃度」を除外していただきたい。	水浴場水質判定基準には、当該項目は含まれておらず、アユやアマゴ・イワナが生息(飼育)する木曾川水園において、塩素濃度を規定値に保つために塩素薬剤の投入をすることは、これら魚類の生育に適さないため。	ご意見を踏まえ、「河川環境楽園(木曾川水園)」の水質検査項目から「塩素濃度」を削除します。		
7	別紙10 収益施設等設置管理運営規定書(案)第1編 第1章 第1条 履行場所及び履行期限 ■対象となる収益施設他	P1-別紙143	「木曾三川公園センター水と緑の館、展望タワー・展示施設の建替・修繕等を実施する可能性がある」と示されていますが、本業務の契約期間(平成32年1月~平成36年2月)内に実施される可能性が高い場合には、より詳細な契約・運営条件を示していただきたい。	収益施設に関する企画提案、収支計画及び収益施設運営計画を作成するうえで、条件確認が必要なため。(建替工事等が実施される場合、収益施設内の什器等の搬出・搬入、施設の閉鎖・開設に伴う諸手続き、従業員の雇用及び営業補償などの想定が必要となり、工事期間中の臨時飲食施設の営業義務の有無及び建替後の飲食施設等での営業継続権利の有無などの契約条件も含めて想定ができない場合には、収支計画・運営計画の作成が極めて困難になります。)	木曾三川公園センター水と緑の館、展望タワー・展示施設の建替・修繕等の計画について、現時点で示せる内容は記載のとおりです。今後、情報提供できる段階で情報提供を行う予定です。		
8	別紙10 収益施設等設置管理運営規定書(案)第1編 第10条 中部地方整備局との施設等運営者の責任分担	P6-別紙148	「不可抗力」の項目において、施設等運営者の負担に「※2 収益施設に関する備品を対象とする。」と示されていますが、このうち「管理備品」は対象外としていただきたい。	用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築区域内に設置されているもの」と示されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。		
9	別紙10 収益施設等設置管理運営規定書(案)第1編 第12条 運営日時等	P7-別紙149	「2.中部地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。」と示されていますが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。	施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。また、公園管理上の理由が不明確であるため。	天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することとなります。なお、その場合の施設使用料については(国営木曾三川公園)運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書第14条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺の大規模改修工事などによる場合が想定されますが、協議事項と考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除します。		
10	別紙10 収益施設等設置管理運営規定書(案)第2編 第21条 施設・設備等の維持管理 2.2)定期点検	P39-別紙181	「イ. エレベーターの管理会社による点検を、毎月2回行う。」と示されていますが、建築基準法に基づく保守点検(専門技術者による、おおむね1月以内ごとに実施する点検)であると思われるため、中部地方整備局が実施する旨を明示していただきたい。	「施設等運営者が自ら実施する定期点検は、法定点検項目以外」と示されているため。	ご意見のとおり、定期点検については、中部地方整備局が別途発注し実施しているため、定期点検の項目を削除します。		
11	別紙資料(案) 様式(提出様式1-5-1)業務実施体制	P5	業務責任者に「企画運営管理業務責任者」を追加(記載)していただきたい。	実施要項3.3.の記載と一致していないため。	ご意見のとおり、実施要項の記載と整合するよう、提出様式を修正します。		
12	別紙資料(案) 様式 企画書(提出様式2-2-1) 1)目標とする公園利用者数の確保に関する提案	P2	「※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数、主要施設の利用者数及び有料施設輪中ドームにおける利用率の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。」と注釈に示されていますが、下線部の記載は削除していただきたい。	下線部の記載は、現行業務(H28-31国営木曾三川公園運営維持管理業務)の包括的な質に該当する項目であると思われるため。	ご意見のとおり、実施要項の記載と整合するよう、提出様式を修正します。		
13	別紙資料(案) 様式 企画書(提出様式2-2-11) 11)収益施設の運営に関する提案	P12	「※企画提案項目4.運動施設」と注釈に示されていますが、対象を他の収益施設としていただきたい。	対象として示されている収益施設の中に運動施設に該当する施設がないため。	ご意見のとおり、収益施設には運動施設に該当する施設がないため、「企画提案項目4.」は項目・注釈ともに削除します。		
14	別添資料(案) 別添35 芝生、中低木、高木、草花 管理区域図長良川サービスセンター	別添404	「長良川大橋から上流側、サッカーグラウンドまでの多目的広場」と「サッカーグラウンドの上流側の多目的広場・臨時駐車場」について、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容を示していただきたい。	別添37の草地管理区域図にも示されていないため、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容が不明です。	ご意見いただきました区域については、現在のところ本業務による植物管理を考慮しておりません。		
15	別添資料(案) 別添35 芝生、中低木、高木、草花 管理区域図アクアワールド水郷パークセンター	別添405	「パークパートナー棟1号棟前及び2号棟前の広場」について、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容を示していただきたい。	別添37の草地管理区域図にも示されていないため、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容が不明です。	ご意見いただきました区域については、現在のところ本業務による植物管理を考慮しておりません。		
16	別添資料(案) 別添35 芝生、中低木、高木、草花 管理区域図東海広場	別添407	「右岸側下流のスポーツ広場、右岸側上流端部」について、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容を示していただきたい。	別添37の草地管理区域図にも示されていないため、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容が不明です。	ご意見いただきました区域については、現在のところ本業務による植物管理を考慮しておりません。		
17	別添資料(案) 別添35 芝生、中低木、高木、草花 管理区域図カルチャービレッジ	別添409	飛び地となっている「多目的広場」について、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容を示していただきたい。	別添37の草地管理区域図にも示されていないため、植物管理及び施設管理等の管理区分・管理内容が不明です。	ご意見いただきました区域については、現在のところ本業務による植物管理を考慮しておりません。		